

(PDF 版・6の1)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／3 聖書』「二十一節 教会における自由——言葉の自由」

(文責・豊田忠義)

「二十一節 教会における自由——言葉の自由」(397-420 頁)

「二十一節 教会における自由」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

「直接的な、絶対的な、内容的な自由を、教会の肢である成員は自分自身について主張するのではなく、ただ神の言葉としての聖書について主張する。しかしまた聖書の中での神の自由な言葉に対する服従こそが、主観的に次のこと——聖書の証言を受け入れたと告白するすべての個人が、その解釈と適用に対して自ら進んで責任を引き受けようとしており、引き受ける用意ができていること——によって規定されている。教会の中での自由は聖書の自由——それによって教会の中での自由が基礎づけられている聖書の自由——を通して間接的・相対的・形式的な自由として、限界づけられている」(397 頁)。

この定式は、次のように理解することができる。

「直接的な、絶対的な、内容的な<権威>」と同じように、「直接的な、絶対的な、内容的な<自由>」を、啓示の主観的可能性として客観的に存在している、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事としてのそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)における第三の形態の神の言葉である「教会の肢である成員」は、「自分自身について主張するのではなく、ただ」その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している「神の言葉としての聖書について主張する」。「しかしまた」、その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・基準・法廷・審判者・支配者・標準・基準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における「聖書の中での神の自由な言葉に対する服従こそが、主観的に次のこと——聖書の証言を受け入れたと告白するすべての個人が、その解釈と適用に対して、自ら進んで」、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」(通俗的な意味でのそれではなく、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請のこと)と

いう連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く「責任を引き受けようとしており、引き受ける用意ができていること——によって規定されている。したがって、「教会の中での自由」は、「聖書の〔直接的な、絶対的な、内容的な〕自由——それによって教会の中での自由が基礎づけられている聖書の自由——を通して間接的・相対的・形式的な自由として、限界づけられている」。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会（そのすべての成員）は、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「聖書の権威を剥奪し相対化してはならない」ように、「聖書の自由を剥奪し相対化してはならない」のである。

「一 言葉の自由」

啓示の主観的可能性として客観的に存在している、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書における「神の言葉を通して召され、基礎づけられた〔第三の形態の神の言葉である〕教会」は、「交ワリへと集められており、そのようなものとして聖ナルモノ……という意味で」、「換言すれば彼らの真中で打ち立てられている福音と信仰の聖所を通して支配され・規定されているという意味で」、すなわち彼らの真中で打ち立てられているところの、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」が起こる聖所を通して支配され・規定されているという意味で、「聖ナルモノノ交ワリである」。また、「その意味で聖ナルモノノ交ワリであるが故にこそ」、「そこで人間がこの聖所にあずかるようになり、それであるから彼ら自身、この交ワリの中で起こっている聖ナルモノの伝達のゆえに、聖徒の交ワリとなり、ただ単に聞き手であるばかりでなく〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられるという聞き手であるばかりでなく〕、「言葉の行為者でもあるということが〔すなわち、聖書によって「宣教を義務づけられている」ものとして、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあつての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す言葉の行為者でもあるということが、

彼らの手に委ねられ、委託されているという意味でも、聖ナルモノノ交ワリである」。

「神の權威は、まさに次のことの中でこそ、神的に尊嚴な權威である」。それは、「專制君主的な權威とは何ら共通点を持たない」、「人間的な相手を絶滅してしまう」「天災地變的な大災害の威力ではなく、人間的な相手をただ単に承認するばかりでなく、かかるものとして成り立たしめる呼びかけ、命令、祝福の力である」。

その「神の權威に聞き従うということ」は、「神の權威によって無理強いされ、人間としての自主性（神の權威に聞き従う「心からの」「選択と決断」）が押しえつけられ、除去されるということの意味しない」。したがって、ここで「自主性」は、『福音と律法』における、不信仰・無神性・真実の罪としての、神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという意味でのそれではない。「神に対する服従」は、「まさに……それが受動的であると同様また自発的であり、ただ単に＜無条件的な＞服従であるばかりでなく、またまさにそのようなものとしてこそ＜心からの＞服従〔神の權威に聞き従う＜心からの＞自発的服従〕であるということの中で、＜まことの服従＞である」。言い換えれば、その「神に対する服従」は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞——すなわち、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」としての客観的な「存在的な必然性」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高擧されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」としての主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性としての主観的な「認識的なラチオ性」を包括した啓示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」としての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として（聖書を媒介・反復することを通して）、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに対する「他律的服従」とそのことへの決断と態度という「自律的服従」との「全体性」

（「神の權威に対する……まことの服従」）において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（通俗的な意味でのそれではなく、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。したがって、かつて日本基督教団の信仰的宣言（「祈り」）は、説教だけでなく政治的实践もということ、自ら法的政策

的な国家の言語の枠組みに飛び込み包摂されてしまって、「日本は、＜多くの憲法学者〔人間存在の総体性にとって一部分に過ぎない領域の知識人〕が憲法違反と指摘して……いるにもかかわらず＞、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、そのための安全保障法案を国会で議決しようとしています」と述べていたのだが、その信仰的宣言は、箸にも棒にもかからないものなのである。何故ならば、革命の過渡的課題と究極的課題を明確に提起でき得ていないところでのそのような説教だけでなく政治的实践もというその政治的实践における思惟と語りと行動は、その思惟と語りと行動における原理・規準・標準を、ある特定の社会構成——支配構成を維持するために存在している支配としての国家の言語である人間存在の総体性にとって一部分にしか過ぎない憲法や法律に、その憲法や法律の学者や法律家に置いているからである、それ故に逆に言えば、多くの憲法学者や法律学者が憲法違反だ・法律違反だと指摘しない時には、彼らの判断がたとえ間違っているとしても、彼らの判断に従うかあるいは知らぬ振りをするか、それ以外にないからである。それが、非宗教的な知識人であれ、宗教的知識人であれ、誰であれ、戦前における知識人の敗北は、吉本隆明によれば、「国家の政策を、知識人があらゆるこじつけを駆使して合理化し、それを大衆が知的に模倣し、行動では国家以上に国家を推進し、支配に直通していく大衆の存在様式を把握できなかった」という点にあった、すなわち「庶民が出征時に町内会の見送りを受けて＜家＞からでてゆくとき、元気で御奉公してまいりまと挨拶する紋切型の重たさの意味を把握できなかった」という点にあった、換言すれば知識、思想、知識人の自立の根拠を、知識、思想にとっての普遍的な価値基準としての時代と共に変容する社会的存在の自然基底としての大衆の原像（知識、知識人の出自、起源である）に、それ故にその時々々の時代と現実に強いられて変容して行く大衆像と大衆的問題を、自らの知識、思想に繰り込むことができなかったという点にあった、「世界をトータルに把握できる世界認識の方法を持つことができなかった」という点にあった。信仰・神学・教会の宣教の問題に引き寄せて言えば、日本基督教団の「戦責告白」の問題点は、先ず以て第一義的に最優先で告白すべき、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における聖書を媒介・反復するという仕方で、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指すことができなかつたが故に、国家の戦争政策に過剰に加担したということを明確に告白しなかつた点にあるのである。したがって、決して、説教だけでなく、政治的实践もということでは政治的实践をなし得なかつた点にあるのではない。もっと言えば、日本基督教団は、その最初から、革命の過渡的課題と究極的課題を明確に提起でき得ていないにも拘らず、また「世界をトータルに把握できる世界認識の方法を持つことができている」にも拘らず、どうして大多数の被支配としての一般大衆、一般民衆のための政治的实践をなすことができるであろうか。

そのような訳で、「神の權威に聞き従うということ」は、啓示の主観的可能性として

客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に対する「逆転〔転倒〕不可能な服従関係の性格と同時に、また〔神の権威に聞き従う「心からの」〕選択と決断の性格を持っている」。言い換えれば、それは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している聖書に対する「他律的服従」とそのことへの「決断と態度」としての「自律的服従」との全体性における「自主性」——すなわち、神の権威に聞き従う「心からの決断と選択ということである」。したがって、それは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における「聖書の権威と自由を剥奪し、相対化し」、越権した、「服従関係の性格、選択と決断の性格を意味していない」。したがって、「神に対する服従は……受動的であると同様にまた自発的であり、ただ単に無条件的な服従であるばかりでなく、……心からの服従であるということの中で……まことの服従である」。したがってまた、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「聖書の自由」に対する第三の形態の「教会の自由」は、「聖書の権威に対する必然的な、服従の主観的規定である」。このような訳で、われわれは、「部分認識のままであり続ける」、すなわちその一面だけを抽象し固定化し全体化し絶対化する、「部分を全体であるかのように、体系化する神学的部分認識」が、「世界観的——政治的に硬直してしまった領域の中にいるのではないかどうかよく注意しなければならない……」。何故ならば、「神学的部分認識」は、「神学的真理としてのその性格と力を失ってしまうだけでなく、それがキリスト教的な認識の全体……として代表され、提示された時には、それは神の秘義の中に基礎づけられたのではないところの、人間的なわがまま勝手さの中に基礎づけられた一面性によって、啓示の真理の承認と勝利を妨げ、妨害することになる」からである。

第三の形態の神の言葉である「**教会の成員として**、〔限界づけられた、間接的・相対的・形式的な、教会的な〕**権威**〔人間的な教育的権威〕を承認し、**尊重するということ**」は、あの聖書を媒介・反復することを通して純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において「**神を愛し返すこと**、したがって……共に負うべき責任を、……進んで引き受けようとし、実際の責任を引き受ける用意ができていることを意味する」。「キリスト信者は、神の愛によって生かされ〔すなわち、「三位相互内在性」における「失われに単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における三度別様の父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体によって生かされ〕、**神を愛し返す実在の人間である**。まさに屈服させられることによってこそ、身を起こし、身を起こされることによってこそ屈服させられる人間である」、「教会の中では単に支配するだけであるとか強制するだけということとは

あり得ないがゆえに、教会の中に本当に支配することと強制することがあるのであり、まさにそれだからこそ教会の中に〔限界づけられた、間接的・相対的・形式的な、教會的な〕**権威**〔人間的な教育的権威〕があり、その中に〔限界づけられた、間接的・相対的・形式的な、教會的な〕**自由**〔人間的な「自由な領域」において、「良心が存在するところ」において、あの他律的服従と自律的服従との全体性における神の権威に聞き従う自由な「心からの」服従〕があるのである。何故ならば、第二の形態の神の言葉は、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された「預言者および使徒たちの最初の直接的な第一のイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」（「啓示ないし和解」の「概念の實在」、
「啓示のしるし」、聖書）のことであり、またそれは、イエス・キリストと共に、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持つところの聖書」のことであって、それは、「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉として、第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」・「基準」であり、第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの教会における「権威と自由」は、あくまでも「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持っている聖書の権威と自由によって基礎づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、聖書の権威と自由によって限界づけられている」からである。

そのような訳で、「今日的な福音主義的教会と神学……の生と課題」は、「教会の存在と務めにとって（聖書と宗教改革から見て）今日満足を与えることができないところの……新プロテスタント主義〔近代主義的プロテスタント主義的キリスト教、包括的に言えば自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教におけるキリスト教〕との対決にある」。「この新プロテスタント主義との対決においては、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を媒介・反復することを通して〕**神学的権威および教會的権威の實在と概念を再発見することが全線にわたって重要な役割を演じている**」。したがって、それとの対決のために、われわれは、「神は天にいまし、人間は地上にいるということ〔すなわち、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉を堅持しなければならないということ〕、神は支配し給

い、人間は聞き従わなければならないということ〔すなわち、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて神語り給う故に、神語り給うことを聞かなければならないということ〕、〔人間の個と現存性——類と歴史性の生誕から死までのすべてを見渡せることができる、それ故に「この世の偽り、通俗の偽りを偽りと呼び、世俗的真理をも正直に受け取ることができる」、それ故また包括的に言えば自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教が「理念へと、有神論的形而上学へと、われわれに管理されるプログラムへと、鋭さをなくした十字架象徴論へと、イエス・キリストはたかだかく暗号」にすぎない神秘主義へと変わって行く〕ことが見渡せる「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕**神の言葉は、人間に対する全体的な要求を意味しているということ、これらの単純な真理に……もう一度全く新たに習熟することを学ばなければならない**。したがってまた、「これらの単純な真理を認めようとしなかった神学的自由主義の側からの抵抗を排除しなければならない」。神学的自由主義においては、「神的権威〔と自由〕および教會的権威〔と自由〕を問うなどということは全然問題にならず」、「(そこでは同様に権威と自由が問題である)〔世的な〕世界観的——政治的な対決が、名目上自律していることになっている〔自由な〕理性の絶対主義に対して、(その新しい基礎づけおよび合法化を、……民族性の理念の中で見出したと考えた)人間をからだと精神の両面からして支配する国家権力の絶対主義を対抗させてぶつけていこうとする試みが企てられた」。このようなことは、宗教改革の時にもあったのであり、それは、宗教改革を、「中世の文化に対する戦いの中で、ルネッサンス人文主義が存在し、またそれぞれの民族の国王、君侯、自由都市が、神聖ローマ帝国の権力に逆らい独立をかちとろうとした」「それら世俗的な運動のどれか一つの立場からして、肯定し、支持し」、「それと共に確実に異なる〔権威と自由の〕火を宗教改革の祭壇に捧げた」のである。このような訳で、「人は、今日……神学的——教會的革新が民族主義的——権威的な時代の運動といっしょくたに見られ、その動機において民族主義的——権威的な時代の運動から導き出されたり、あるいは逆に神学的——教會的革新が、民族主義的——権威的な時代の運動の宗教的起源とみなされたり、あるいは両者に共通な何らかの根にまで原因が遡られることがあるということ」を考慮に入れなければならない。第三の形態の神の言葉である教会およびその宣教における一つの補助的機能としての神学が、歴史的現存性の不可避性のただ中に投げ入れられ、それぞれの時代、それぞれの世紀において、その時代と現実に強いられて現存している限り、「教会および神学の中で、〔聖書的に〕正しい権威に味方し、自由の濫用に反対しつつ語られることができ、語られなければならないすべての言葉」は、「もしもそれが同じような響きをたてている時代の運動のスローガンとたとえほんの少しでも関連づけられるならば、明らかに直ちに根本的に間違った仕方で意図され、根本的に間違った意味で理解され得るのである」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会および神学は、

自らを啓示および聖書と「等置し同一視しないで」、イエス・キリスト自身に根拠づけられた「聖書の権威と自由を剥奪し、聖書の権威と自由を相対化したりしないで」、啓示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指して、「キリスト教に固有な」類の時間累積をなして行かなければならないのである。したがって、「われわれは、そのような世俗的な権威の宣言からは、ちょうど世俗的な自由主義の新しい宣言から何も期待していないのと同じように、何も期待しないのである」。したがってまた、「われわれは、ことによるとそこから与えられるであろうすべての賛同や助力に対して断固として拒否する」、「われわれは、[そのような]議論と情熱を、何ら用いない……」、「われわれは、[聖書を媒介・反復することを通じた]教会的な議論と情熱を、あのような議論と情熱の武器として提供することを、全くしない……」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である教会は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、「人間が神に聞くというこの一事によって——神が人間に語り給うゆえに聞き、神が人間に語り給うことを聞くというこの一事によって、基礎づけられ、支えられているのである。（中略）このことが起こるところ、そこではたとえ二人三人の集まりであっても、またこの二人三人が決して選り抜きの人でなくても、また高い水準にさえ達していなくても、またむしろ人間の屑に属する者であるようなことがあっても、教会は存在する」、それ故にそうでない時には「どのような大群衆をその中に擁し、どのように優れた個人をその中に擁していても教会は存在しない。またそれが、もっとも豊かな生命を示し、国家と社会において、どのように尊敬されようとも教会は存在しない」からである（『啓示・教会・神学』）。

「今日、決定的な国家哲学が……一七八九年〔フランス革命〕と一八四八年〔ウィーン体制の崩壊〕の精神の中で、またマルクス主義の中で、人類の敵と戦わなければならないという意見……である時、その点でそれは正しいかもしれないし、正しくないかもしれない。しかし、[人間の個と現存性——類と歴史性の生誕から死までのすべてを見渡せることができる、それ故に「この世の偽り、通俗の偽りを偽りと呼び、世俗的真理をも正直に受け取ることができる」、聖書におけるキリストにあつての]福音が、偽りの自由についての教説と相対して立っている対立は、いずれにしてもそのような対立ではないのである。「聖書においては」、「問題に満ちた非本来的な失われたわれわれの〔世・〕時間」は、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まこ

との現在」である「キリスト復活四〇日（使徒行伝一・三）の福音」としての「実在の時間である〔その死と復活の出来事における〕イエス・キリストの啓示の時間」、
「実在の成就された〔新しい世・〕時間」から「否定された〔世・〕時間」、「否定的判決を受けた〔世・〕時間」、「古い〔世・〕時間」である。したがって、その最初から、イエス・キリストにおける「福音の側から、福音を通して……近代的な国家哲学も攻撃され否定されているのである」、近代的な資本主義国家、近代主義国家、擬制民主主義に過ぎない民主主義を標榜する三権分立の民主主義国家、自由主義国家、法の支配の下での法による行政に基づく政治的近代国家、民族国家も、攻撃され否定されているのである。イエス・キリストにおける福音と、法的政治的近代国家における「自由、公平、正義とを同一化することはできない」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学は、「世界の救いを何かある国家的、政治的、経済的または道徳的な諸原理や理念や体制の内に求めようとしないうで、私たちの主であり、救い主であるイエス・キリストを、いっさいのものにまさって恐れ、かつ、愛すること、神を、大きな問題においても、小さな問題においても、彼がかつてあり、いまあり、やがてあり給う權威のままに肯定し、是認すること、私たちの個人的、社会的生活を敢えて律して、すべての善きものを神から、神からすべての善きものを期待するべきである」（『共産主義世界における福音の宣教 ハーメルとバルト』）。**第三の形態の神の言葉である「教会の正当性、背水の陣、潔白の良心は……教会が党派的にならず、世俗的な対立に相對して、福音の優位性を保つということ……を通して条件づけられている」**。したがって、それは、先ず第一義的に最優先して、聖書を媒介・反復するという仕方で、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指すことができなかつたが故に、国家の戦争政策に過剰に加担したということを確認に告白することなく、全く短絡的に、それを疎外したこちら側の本来的な価値としての現実的な人間の〈個性〉に第一義性・価値性を置くのではなく、疎外（外化）されたあちら側の觀念の〈共同性〉を本質とする国家の側に第一義性・価値性を移行させて、国家主義的に「まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の歩みに対し正しい判断をなすべきでありました」という日本基督教団の「戦責告白」にあるのではない、また説教だけでなく政治的実践もということでも自ら法的政策的な国家の言語の枠組みに飛び込み包摂されてしまつて、「日本は、〈多くの憲法学者〔知識人〕が憲法違反と指摘して……いるにもかかわらず〉、集团的自衛権の行使容認を閣議決定し、そのための安全保障法案を国会で議決しようとしています」というような日本基督教団の信仰的宣言（「祈り」）にあるのでもない。したがってまた、「教会の正当な戦い」は、「新プロテスタント主義との戦いであれ」、觀念の共同性を本質とする法的政治的近代国家との戦いであれ、「一面的に、ある世俗的『權威に味方して』の戦いとはならない」。「宗教改革は、それが一般的な対立、すなわち教皇、スコラ哲

学、中世に対する対立をそのまま自分の立場にし、その対立を利用したところでは、換言すれば、自分自身を一面的にこの対立の中で理解し、表現していったところでは、到るところ靈的に役に立たないものとなり、途方にくれ、到るところ緩和な、あるいは粗野な熱狂主義になってしまった……。したがって、われわれは、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」（「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、すなわち「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、それ故に成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この包括的な救済概念は平和の概念と同一である）そのものであるイエス・キリストにおける「死と復活の出来事」、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「ただイエス・キリストの名だけ」——この「一つの事柄に仕えなければならないのであって、ひとつの党派〔教派、学派、思想傾向、「同時代の人たちの思考の前提」、「そこから形成された理解の規準」、社会構成——支配構成、結局は「(すべての<主義>のように) 絶対主義である平和<主義>」、結局は党派主義に過ぎない多元<主義>、共生<主義>、それが<良きもの>であれ<悪きもの>であれ自然史の一部である人類史の自然的過程における自然史的必然としての自然史的成果を否定しようとするところの例えばその最後の形態は天然自然主義に行き着くエコロジー等々〕に仕えなければならないことはない……、一つの事柄に対して自分の立場を区別しなければならないのであって、別な一つの党派に対して自分の立場を区別しなければならないわけではない」。

ミシェル・フーコーは、「時代を画する哲学者は一人もいない」西欧の危機、「西欧哲学の危機」、「西欧思想の危機」、「革命という西欧的概念の危機」、「人間、社会という西欧概念の危機」という西欧における「西欧の危機の問題」を明確に提起した。また、吉本隆明は、「現在の日本では骨肉にまで受け入れた西欧近代というものの部分で西欧とおなじ危機に陥っています〔何故ならば、現存する西欧的段階は、人類史の尖端性として世界普遍を獲得しているからである〕。その一方で、〔アジアの一地域の島国の日本は、〕西欧的にいえばアジア的という概念で括られる思想的伝統、習慣、風俗、社会構成、文化〔人類史におけるアジア的日本の特殊性の問題〕を引きずっています。そうすると、現在日本のもっている危機の意味はいは二重になってきます」という日本における二重の問題、「西欧的危機の問題」と「アジア的日本の特殊性の問題」とを明確に提起している。これら両者の問題意識は、客観的な正当性と妥当性を持った現在の問題、現在を止揚すべき問題としてあるそれである。その問題を明確に提起できないまま、ヘーゲルとバルトを混合させた神学者（宗教哲学者）のエーバーハルト・ユンゲルは、恣意的独断的に、「イエス・キリストにおいて神によって和解せしめられた世界には、……神の取り扱いを受けないような世俗的な

ど全く存在しないというバルトの神学的立場」は、「近代的な自由および自律の意識の加工処理、近代的自律の神学的加工処理を認めている」として、その神学的加工処理によって、神学的に「未完の近代の完成」を空想しているのである。このユングルの主張は、「脱中心化された公共的意識」（価値意識、価値観の多様化による共同体の統括力の衰退）により百人百様の分裂と動態化を惹起させた「西欧社会」の中で、近代主義的法概念の再構成によって、法制的な共同体の統括力の回復を試みようとした、そのために憲法を法制的中枢とする法体系の中での、生得的に有する自然権である「自由と平等」（自己意識の対自性、理性としての個人の主体的な関わり方）と、「国民主権」（自己意識の対他性、意思における普遍妥当的な相互承認と相互制約による共同性）との内的連関づけ、すなわち「討議によって産出されるコミュニケーション的権力を目指す」ことによって「近代の未完のプロジェクトの完成」を目指した社会学者ユングル・ハーバーマスの「人間学の後追い知識」でしかないと言うことができる（『事実性と妥当性』）、包括的に言えば自然神学の段階にあるものに過ぎない、ちょうど包括的に言えば自然神学の段階で停滞と循環を繰り返す神学者のエミール・ブルンナーが、西欧近代を意識して、「理性的思惟の絶対化、理性万能の妄想と理性の孤立の中で」、「神的汝をあこがれ求めている理性を解放する」ことを神学的課題として、「神的汝をあこがれ求めている」ところの「自信過剰」のただく半減>されただけの「近代的精神による」新たな神との「共働者」関係〔神人協力説〕の構築を目指したように。

第三の形態の神の言葉である「**教会の間接的・相対的・形式的な権威**〔人間的な教育的権威〕と**自由**〔人間的な自由——聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性〕」は、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している「**聖書の直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由によって基礎づけられているし、限界づけられている**」のであるから、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である**聖書を媒介・反復することを通して、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返す、聖書への他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して「キリスト教に固有な」類の時間累積をなしに行くところにある**。言い換えれば、そこに、「**神学的権威および教会的権威の实在と概念はある**」。「**神の啓示は、言葉にあっての神の啓示である**〔啓示の客観的側面、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」、客観的な「存在的な必然性」〕と**同時に、また霊を通しての神の啓示**〔啓示の主観的側面、「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」、主観的な「認識的な必然性」〕である」から〔言葉を与える主は、同時に信仰を与える主で

ある」から]、第三の形態の神の言葉である「教会と神学において」、「言葉にあつての神の啓示ということからその神の啓示に対するいかなる<主観主義の体系というものが不可能>であるように」、「霊を通しての神の啓示ということからその神の啓示に対するいかなる<客観主義の体系というものも不可能>である」。信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的な主観に実現された神の恵みの出来事は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（「啓示と信仰の出来事」）に基づいてのみ可能である。このような訳で、「ここでも、あそこでも、ただ神の意志だけが問題である」。すなわち、「人間的な自由な概念に対して神的な権威が対置されている」。このことは、「すべての人間的な権威概念が神の自由を通して限界づけられていることを指し示している」。

「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」が、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での第二の存在の仕方であるイエス・キリストにおける「その啓示の中で、み子であられるのと同様に聖霊であり給うように」（ここで聖霊は、神的愛に基づく父と子の交わりの中で、「父は子の父、言葉の語り手〔「啓示者」〕であり、子は父の子、語り手の言葉〔「啓示」〕であるところの「行為」・「働き」・「業」・「啓示されてあること」である）、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性も賦与され装備された預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての「言葉、証言、宣教、説教」としての、「啓示との<間接的同一性>」において客観的に存在している「聖書の中での神の言葉は、……言葉であるのと同様に霊である」。

「直接的な、絶対的な、内容的な権威としてのみ子〔客観的な「存在的な必然性」〕がただ霊〔主観的な「認識的な必然性」〕を通してだけ〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」を通してだけ〕、啓示されるようになることができるように、権威は必然的に自由を通して、自由は必然的に権威を通して、解釈されなければならない……。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第三の形態の神の言葉である「教会における権威〔人間的な教育的権威〕と自由〔人間的な自由——聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性〕」は、「神の言葉の賓辞として存在することができるだけである」。したがって、それは、「主辞から照らし出される……照らし出しの中でだけ、理解することができる」。

そのような訳で、「われわれは〔その一面だけを抽象し固定化し全体化し絶対化して〕

自由を念頭に置いて、すなわち権威について語るよりも自由について語る方がよりプロテスタント的なことであると主張して、「自由の原理を、カトリック主義に対するプロテスタント的な答えであるとするに対しては、ローマ・カトリック主義に対してと同じように、十分に用心しなければならない」。何故ならば、その時には、党派的なプロテスタントの側からする「民衆扇動的な護教論に対しては、ローマ・カトリックの側から、そうした宗教改革の教会は自由の原理を軽率に肯定することによって墮落して異端化し、宗派になってしまわざるをえなかった」という自然神学の段階で停滞と循環を繰り返す党派主義的な議論しか起こらないからである。したがって、「人は、近代主義的プロテスタント主義における、宗教改革者たちの関心は最後の根底においては、教会の正しい考察と判断を行い得る根拠を人間各個人の良心と理性に置くことであり」、それ故に「宗教改革者たちは敬虔主義、啓蒙主義、観念論の先駆者であったという扇動的な言い方に対しては、十分に用心しなければならない」。何故ならば、「厳格な意味での宗教改革者たち」は、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における「神的な権威……教会的な権威〔聖書を媒介・反復することを通じた人間的な教育的権威〕ではないところのすべての権威に対して、すべてのものの自由な主人であり、何ものにも隷属しないキリスト者の自由を宣べ伝えたことは、本当のことだからである」。その証拠に、「ルターは、後代のすべての自由主義……の起源にまで遡ることができる……熱狂主義……の中に教皇主義の中で見て取ったのと同じ宿敵を見て取っていた」。と同時に、「キリスト者の自由におけるキリスト者は、〔神の言葉の三形態〕の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すという仕方ですべてのものの下僕であり、すべてのものに隷属しているということを認識している」。したがって、「キリスト者ノ自由」は、「直接に、排他独占的に神と結びつけられた魂の……内的な独立性ではない」。全く人間的な「教皇無謬性」としての「ローマ・カトリック主義は、〔起源的な第一の形態の〕神の言葉の権威に対する反逆であり、〔第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している〕聖書正典に対する反逆であり、また〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教父およびすべてのまことの信仰告白〔および教義 Credo〕に対する反逆である……」。この事態は、「カトリック主義が人間的な恣意に対して」、「存在の類比の適用によって、自分が適当と思うところに従って勝手に神の言葉と関わって行く新しい場所と新しい形式を造り出すことによって、惹き起こされたことである」。

そのような訳で、われわれは、近代主義的プロテスタント主義的キリスト教の信仰・

神学・教会の宣教を目指す者たちのように、「宗教改革者たちは近代的な自由の……父祖〔起源〕であったとほめそやすことできない」。実際的にも、「宗教改革の教会はその起源において、その本質において」、「自由な人間的個人を万物の標準とはしていない」。

「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉を堅持しないで、「教会と啓示の単一性についての教説」（教会を啓示と等置し同一視する教説）に基づいて、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における聖書の権威に根拠づけられ限界づけられた「**教會的な権威についての見方を破壊してしまった……カトリック主義に対して**」、また「自由な人間的個人を標準とする近代主義的プロテスタント主義に対して」、「**宗教改革的な教会**」は、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉を堅持し、教会を啓示と等置し同一視することはしないで、第二の形態の神の言葉である聖書の権威に根拠づけられ限界づけられた第三の形態の神の言葉である「**教會的な権威を擁護し、それから初めて、教會的な自由を擁護しなければならない**」。「ローマ・カトリック主義の教皇主義」と同類の「新プロテスタント主義の父であった……熱狂主義者や人文主義者たちを相手に戦ったところの、宗教改革者たちにとって」は、「教会における権威と自由」は、あくまでも「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持っている聖書の権威と自由に基礎づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、限界づけられている」それであるから、その聖書の権威と自由に根拠づけられ限界づけられているところの、「**教會的な間接的・相対的・形式的な信仰告白の権威〔人間的な教育的権威〕と自由**」が、肝要な事柄であった。ここに、「自由な人間的個人を万物の標準とする新プロテスタント主義〔近代主義的プロテスタント主義的キリスト教〕が自分では持っていると思っ

が実際には持っていないところのまさに**教会の中での自由がある**」、ここに、「**勝利に満ちた真理、キリスト者の自由についての使信がある**」。したがって、「エラスムスやカールシュタット、あるいは後にはセルヴェトスやセバスチャン・フランクのような人が、キリスト者のまことの自由について、自分と結びつけて深刻に受けとってとっているのをわれわれがみるあの悲劇的なこと、さらに後に新プロテスタント主義全体の中で、人間が自らの本質と体験の深みを最後の実在および最高の律法として真剣に受けとったあのしかつめらしい態度」は、「神の子供たちの福音的な、まことの自由と何の関わりもない」。「**絶対化された権威〔権威主義〕と絶対化された自由原理〔自由主義〕**」は、その「**権威原理において同根である**」。これらローマ・カトリック主義と新プロテスタント主義、包括的に言えば自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教においては、「いかなるまことの権威もないのと同様に、いかなるまことの自由もなく、ただわがまま勝手な傲慢と同じようにわがまま勝手な絶望の間であちこち動と反動の動きを繰り返す

だけである」。このような訳で、「福音主義的教会」と、「ローマ・カトリック主義的教会」および「近代主義的プロテスタント主義的教会」との「対話の再開と唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会を望み見る共通の展望にまでくることができる」のは、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。

われわれは、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられた〔第三の形態の神の言葉である〕教会の中での自由」、「換言すれば、〔起源的な第一の形態の〕神の言葉の自由と取り組まなければならない」。第三の形態の神の言葉である「まことの教会の中には」、「直接的な、絶対的な、内容的な権威および自由」である起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身によって賦与され装備された第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「聖書の権威と自由から贈り与えられた、……命じられた……、必然的な、間接的・相対的・形式的な神の言葉の下での〔教会的な〕権威〔人間的な教育的権威〕と同様に、神の言葉の下での〔教会的な〕自由が存在するということを〔人間的な自由——聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における自由が存在するということ〕……よく理解せよ」。したがって、前述したように、起源的な第一の形態の「神の言葉が権威と自由を自分自身の中に持っており」、それ故に「自分自身を通して行使するゆえに」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指して「キリスト教に固有な」類の時間累積の責任を果たすところの、起源的な第一の形態の「神の言葉が聞かれるところのまことの教会の中に」、それぞれの時代におけるそれぞれの時代と現実と強いられた「キリスト教に固有な」「類〔聖書を媒介・反復することを通して〈世代的な信仰告白的および教義学的成果〉〕が類〔先行する〈世代的な信仰告白的および教義学的成果〉〕を呼び出すことによって、間接的・相対的・形式的な、教会的な権威〔人間的な教育的権威〕および自由〔人間的な自由〕は存在する」。したがってまた、「教会的な権威〔人間的な教育的権威、聖書を媒介・反復することを通して「命令、標準、指導、導き」〕および自由〔人間的な自由、他律的服従と自律的服従との全体性において、聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指して行く「選びと決断、……決心と規定」、決断と態度〕」は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示

との「間接的同一性」において現存している聖書における起源的な第一の形態の「神の言葉を離れた権威および自由ではなく、言葉なしの、言葉に逆らう自由ではなくて」、「ただ言葉の下での権威および自由でだけあることができる」。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の「彼らの中で、彼らのために、神の言葉はその自由を持っている」とは、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代において、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の根源・起源としての父を根源・起源とする子としての「永遠のロゴスそのもの」、「具体的に肉となった神の言葉〔その内在的本質である神性の受肉ではなく、その第二の存在の仕方における言葉の受肉としての神の言葉〕」、「主辞としての」「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とするところの「まことの神にして」、「賓辞としての」「ナザレのイエスという人間の歴史的形態〔イエス・キリストの〈名〉〕」、人間的性質を持った」ところの「まことの人間」——このイエス・キリストによって直接的に唯一回の特別に召され任命された預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、「啓示ない和解」の「概念の实在」、「その書物性の中で同時に霊であり、生命である…運動としての聖書〔起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動としての聖書〕」、「人間によって信じられ、証しされた神の言葉」——この聖書的啓示証言における客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて、終末論的限界の下で、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的な主観に実現された神の恵みの出来事を授与することができるということである。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、起源的な第一の形態の「神の言葉が人間によって信じられ、証しされる」ところ、そこではそれらの人間はただ単に神の言葉の支配の下に置かれ、神の言葉に服従するだけでなく、同時に、それらの人間は、神の言葉の支配の下に置かれ、神の言葉に服従することによって、また神の言葉の自由にあずかる」。その時、第三の形態の神の言葉である「教会は、最初の者として、〔起源的な第一の形態の〕神の言葉を信じ、証しした預言者および使徒たち」——すなわち、「神の言葉に従い、服従したことによって、神の言葉の自由にあずかるようになった〔第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒たちの系列に属している〔「キリスト教に固有な」類と歴史性の系列に属している〕」と同時に、それ故に「（神の言葉そのものに固有な）直接的、絶対的、内容的な自由を持った神ご自身の言葉の担い手としての〔その第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒、聖書の言葉の自由に支配されている」。このような訳で、「われわれは、先ず第一に」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における起源的な第一の形態の神の言葉である「イエス・キリストに対する〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」におい

て客観的に存在している] 預言者と使徒たちの関係」は、「逆転不可能な服従関係の性格と同時に、また選択と決断の性格を持っていると主張する」。したがって、それは、「わがまま勝手な」恣意的独断的な人間の自主性・自己主張に基づいた「服従関係の性格、選択と決断の性格を持っていないと主張する」。その関係性は、その「関係……の中」で、「イエス・キリストもこれらの人間の中に真に向かい合う相手を持ち給い、その中でこれらの人間はイエス・キリストに相対して責任を持ったし、その中でイエス・キリストは、彼らが彼に対し自分の信仰を捧げ、証言をなしたことによって、彼らによって選ばれ、その中で彼らはイエス・キリストに向かって決断した関係……であった」というそれである。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会のわれわれにおいては、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における「服従こそが、自由である」、また教会における服従に根拠づけられた自由は、「ただイエス・キリストの優越した自由に基づいてだけ、出来事として起こった自由として」、「使徒と預言者たちの自由と服従の在り方に対する連帯と反復にある」。イエス・キリストによって直接的に唯一回的特別に召され任命された「預言者および使徒たちと主なるイエス・キリストとの関係」は、「啓示そのものが一回的であるのと同じように、一回的な関係である」から、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した「間接的な〔第三の形態の神の言葉である〕教会・その成員の現実存在」は、「直接的な最初の第一の〔第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒たちの現実存在を意味しない」。第二の形態の神の言葉である「預言者と使徒たち……と〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストとの出会いの直接性における直接的、絶対的、内容的な自由、イエスの弟子たちがキリストの後に従う随従は、唯一回的特別なそれであるから、繰り返され得ないものである」。「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書における「預言者および使徒たちの信仰と証言の自由の中で、彼らが、〔啓示ないし和解の实在〕そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストご自身の自由を<模写的>に証しすることによって、同時に彼らの言葉を通して基礎づけられた〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会の中で、預言者および使徒たちは、人間的な信仰と人間的な証言が含みを持っているすべての自由を<原像的>に証しする証人である」。

われわれが、第三の形態の神の言葉である「教会の中での権威〔聖書を媒介・反復することを通した人間的な教育的権威〕について語るだけでなく、教会の中での自由〔人間的な自由——聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度〕についても語らなければならないということ」は、教会が「わがまま勝手に」恣意的独断的に「第二の原理〔無謬性としての教皇、教会と啓示との等置および同一視、人間学的な哲学原理・認識論・世界観、人間の感覚や知識を内容とする経験的普遍等〕を聖書と並べて構成し、

聖書と並ぶその第二の声に対してもまた聴従を要求するということの意味しているのではない」。それは、第三の形態の神の言葉である「**教会の中で聞かれるべき唯一の聖書が、権威の原理および声**〔教会の宣教の思惟と語りと行動における原理・規準・標準〕として聞かれるべきであると同様に、また**自由の原理および声**〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度との全体性〕としても聞かれるべきであるということの意味している」。何故ならば、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由を持つところの聖書」は、「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉として、イエス・キリストと共に、第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの教会の宣教の思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」・「基準」であり、第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「教会の権威と自由」は、イエス・キリストの神性（権威）と人間性（自由）とによって賦与され装備された「直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由を持っている聖書の権威と自由に基づけられている」ところの、またその「聖書の権威と自由に限界づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相対的・形式的な権威と自由である」であるからである、また徹頭徹尾第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「聖書は、事実……分けられない仕方両方のもの」——すなわち、「〔起源的な第一の形態の〕神の言葉として権威を、また「〔起源的な第一の形態の〕神の言葉についての人間的な証言として自由を持っており」、「その時、自由もまた下から、聖書的人間の人間性から、由来しておらず、……権威の場合と同様、上から（それを通してこれら人間が信仰および証言へと呼びさまされた）〔起源的な第一の形態の〕神の言葉から、由来している」からである。第二の形態の神の言葉である「預言者および使徒たち」は、「〔起源的な第一の形態の〕神の言葉を証しているがゆえに、彼らは権威を与えられ、権威を持って装備されているのであり、彼らはそのことを人間としてなすべきであるがゆえに、直接的な最初の第一の聖書的証人の彼らは自由を与えられて、自由を持って装備されている」のである。したがって、第三の形態の神の言葉である「教会」は、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指して「キリスト教に固有な」類の時間累積の責任を果たして行く他律的服従と自律的服従との全体性としての「服従の選択と決断をする時」、「間接的・相対的・形式的な権威と共に、自由を与えられるのである」。何故ならば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「その書物性の中で

同時に霊であり、生命である……運動を持っている聖書そのもの」が、「事実」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す第三の形態の神の言葉である「教会によって、教会の中で、ただそのようなものとして実際に聞かれ、取り上げられることができるだけであるところの、生きて行動する存在、自分から語って来る主体である」からである。このことは、第三の形態の神の言葉である「教会が、〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している〕聖書の中で生起している神の言葉の運動に屈服し、従うということ、それと共にわれわれ自身が動かされ、自分自身の信仰および証言の中で運動の中に引き入れられるということである」。啓示の主観的可能性として客観的に存在している、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事であるそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している「聖書は、〔起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストにおける「啓示の出来事」が、「啓示自身が持っている啓示固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における、神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、その「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的な主観に実現された神の恵みの出来事を生起させることができるように、換言すれば〈客観的な〉「言葉を与える主は」、〈主観的な〉「信仰を与える主である」ように〕その書物性の中で同時に霊であり、生命である……運動である」とは、その「概念の包括的な、より深い意味で、働き給う神ご自身の霊であり、生命であるということである」。

信仰としての思惟と語りにおいてではないが、「安っぽい無神論」等とは全く違った水準において、言葉の専門家として太宰治が、『正義と微笑』で、「聖書を読みたくなくなって来た。こんな、たまらなく、いらいらしている時には、聖書に限るようである。他の本が、みな無味乾燥でひとつも頭にはいつて来ない時でも、聖書の言葉だけは、胸にひびく。本当に、たいしたものだ」と書いた時、また言葉と思想の専門家として吉本隆明が、『〈非知〉へ——〈信〉の構造 対話編「吉本×末次 滝沢克己をめぐって」』で、「……〈奇跡〉（中略）たとえば、お前は癒された、立てといたら癩患者が立ち上がった……。これは自分流の言葉〔詩、文芸批評、思想の言葉〕でいえば、比喩なんです。比喩の言葉というのは、あるばあいにはストレートな真実の言葉よりもっと真実を語るということがありうるわけで、これを実在論に還元してしまうと、田川健三はそうだとおもいますが、こんなのでたらめじゃないか、こういういい

かげんなことを書いてる本だという以外にないわけです。しかし、言葉としての聖書というのは、＜信仰の書＞として読んでも、＜文学書＞として読んでも、あるいは＜思想の書＞として読んでも、どんな読み方をしようと人間をのめり込ませる力があるとすれば、これは叡知じゃないとこういうことは言えないという言葉が、そのなかに散らばっているからです。たとえばイエスが、『鶏が鳴く前に三度私を否むだろう』と言うと、ペテロはそのとおりにちやっぴみみたいなエピソードをとっても、人間の＜悪＞というのが徹底的にわかっていないとだめだし、心というのがわかっていないとだめだし、同時にこれはすごい言葉なんだというのがなければ、やっぱり感ずるといふことはないとおもうんです」と述べた時、いずれにしても聖書は、「＜信仰の書＞として読んでも、＜文学書＞として読んでも、あるいは＜思想の書＞として読んでも、どんな読み方をしようと」、その言葉自身に、「人間をのめり込ませる力」を賦与され装備されているということは、確かに言えるのである。